

---

# 鹿部町不登校対策プラン

～ 鹿部町の全児童生徒へ魅力ある学校生活を ～

鹿部町教育委員会子ども教育課



# 目次

1	はじめに	P 1
2	令和4年度教育行政執行	P 2
3	不登校の定義	P 3
4	不登校とその現状	P 4
5	不登校児童生徒の教育に関する法的根拠	P 8
6	不登校児童生徒への支援の在り方	P13
7	小学校・中学校学習指導要領	P14
8	生徒指導上の扱い	P16
9	学校における取組の充実	P17
10	未然防止に関する取組	P19
11	早期発見・初期対応に関する取組	P21
12	組織対応に関する取組	P27
13	教育委員会における取組の充実	P28
14	期待される事業の効果	P36

# 1. はじめに

現在、人工知能などの先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代（超スマート社会）が到来しつつある中、社会の変化が加速度を増してきており、複雑で予測困難になると言われていますが、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、それがまさに現実的なものとなりました。

特に、オミクロン株は子どもたちの感染を増加させており、本町においても学級閉鎖などの措置をせざるを得ない状況が生じ、未だ終息の見通しがついておりません。

そのような状況の中、当町の不登校児童生徒も新型コロナウイルス感染症拡大後は継続的に生じている状況となっております。

教育委員会では、当町の不登校対策を改めて整理し、全ての児童生徒が魅力ある学校生活を送ることができるよう、未然防止、早期発見・初期対応、組織対応を充実させ、児童生徒一人一人のニーズをしっかりと把握しながら、個に応じた最適な学びを提供できるよう、一層の支援に努める必要があると考えています。

## 2. 令和4年度教育行政執行方針

子どもたちが生まれ育った家庭環境に左右されずに、安心して教育を受けられるよう、経済的支援の充実、いじめの防止や不登校児童生徒への支援、児童虐待の未然防止の取組を進めます。

いじめ問題については、令和3年度に策定した「鹿部町いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域、関係機関などと緊密に連携し、未然防止や早期発見、早期対応に万全を期します。また、いじめを含めた心のケアについては、専門職員であるスクールカウンセラーの配置や教員研修に取り組みます。

不登校対応については、学校内外においてICTを活用した学習活動ができるように支援するとともに、学校と関係機関との連携やスクールソーシャルワーカーの活用により、子どもとその家庭が抱える諸問題を組織的に解決できるように努めます。

### 3. 不登校の定義

病気や経済的な理由などといった特別な事情なく、年間30日以上欠席となった状態を指します。文部科学省の公表している「不登校の現状に関する認識」では、次のように明記されています。



「不登校児童生徒」とは「何かしらの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために**年間30日以上欠席**した者のうち病気や経済的な理由による者を除いたもの」

※長期欠席は「年度間に欠席日数と「出席停止・忌引き等の日数」の合計が30日以上である児童生徒」であり、不登校は長期欠席に含まれます。

※長期欠席の理由分類は、病気、経済的理由、不登校、新型コロナウイルスの感染回避、その他の5つに分類されています。

（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

## 4. 不登校とその現状

### ○鹿部町の不登校者数

	H30	R 1	R2	R3	合計	年平均
小学校	2	4	1	4	11	2.75
中学校	2	0	3	3	8	2

※児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

令和3年度、鹿部町立学校に通う児童生徒のうち、不登校の小学生は4名、中学生は3名でした。小学生は約40人に1人（2.7%）、中学生は約30人に1人（3.4%）の割合となっており、平成30年度からの1年当たりの平均は**小学生が2.75人、中学生が2人**となっています。

北海道内の小・中学校における不登校の児童生徒数は、令和2年度で小学生2,696人、中学生6,177人の合計8,873人となっており、平成28年度と比較し、おおよそ1.8倍と増加しています。（P5以降参照）

## 4. 不登校とその現状（つづき）

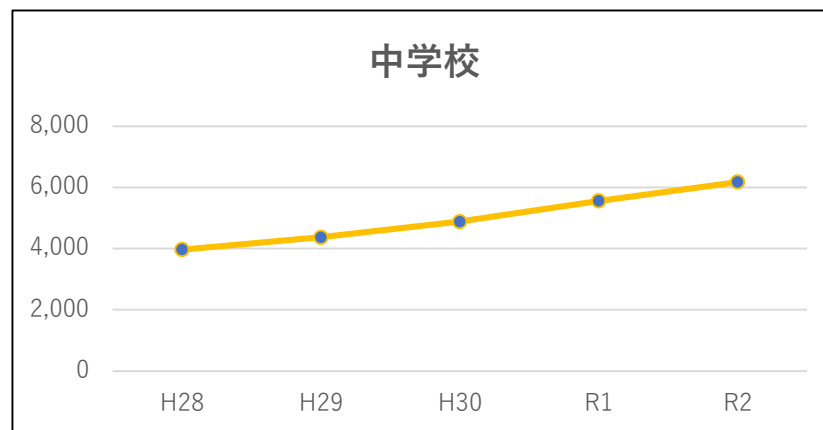
### ○北海道の公立小中学校の不登校

#### 【理由別長期欠席者数】

	不登校	経済的理由	病気	コロナ	その他	計
小学校	2,969	0	971	641	462	4,770
中学校	6,177	1	1,090	267	161	7,696

#### 【不登校児童生徒数】

	H28	H29	H30	R1	R2
小学校	1,031	1,196	1,539	1,986	2,696
中学校	3,969	4,370	4,881	5,558	6,177



## 4. 不登校とその現状（つづき）

### 【R2不登校の要因】

区分	学校に係る状況					
	いじめ	友人関係	教職員関係	学業不振	不適応	その他
小学校	2	192	73	93	76	20
中学校	2	955	71	591	353	140

区分	家庭に係る状況			本人に係る状況		該当無
	家庭環境	親子関係	家庭内不和	生活の乱れ	無気力	
小学校	83	406	34	442	1,122	153
中学校	164	413	92	568	2,580	248

不登校の要因として、「本人に係る状況」が小中学校で共に50%を越えていること、また中学校では思春期における友人関係の悩みや高難度となる学業での不振不安が小学校と比較し多いことが特徴となっています。

そのことから、学校での取組に加え、家庭教育力や地域で支える力の向上が必要不可欠であり、学校・地域・家庭が一体的に取り組むことが必要となっています。



## 4. 不登校とその現状（つづき）

平成30年調査までは「本人に係る状況」の区分はなく、不登校のうち「無気力」「不安」傾向のある者として分類されていましたが、令和元年度調査から「本人に係る状況」として「無気力」「不安」が分類されるようになり、「**生活のリズムの乱れ**」が追加されました。

「本人に係る状況」は「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「無気力、不安」の2区分とされており、過年度において「あそび、非行」による不登校の件数がそれほど多くないことを鑑みると、コロナ禍における生活リズムの変化により基本的な生活習慣が乱れ(昼夜逆転、SNS等)、それに伴い無気力の子どもが増加し、不登校に繋がるというような悪循環となっていることが想定されます。

その傾向は令和元年と令和2年度と比較すると小学校で顕著となっており、小中学校ともに主たる要因の5割を超える状況となっています。

	本人に係る状況							
	生活リズムの乱れ・あそび・非行				無気力・不安			
	小学校		中学校		小学校		中学校	
<b>R1</b>	251	12.6%	505	9.1%	709	35.7%	2,228	40.1%
<b>R2</b>	442	16.4%	568	9.2%	1,122	41.6%	2,580	41.8%
<b>R1 &lt; R2</b>	191	3.8%	63	0.1%	413	5.9%	352	1.7%

## 5. 不登校児童生徒の教育に関する法的根拠

### 義務教育の段階における普通教育に相当する 教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)

不登校は、その要因、背景が多様であり、学校のみで取り組むことが困難な場合が多く、結果として不登校になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならないとされており、これはつまり、不登校は児童生徒が悪いという偏見を払拭し、学校・家庭・地域が児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つことを重視した視点が設けられました。

さらに「児童生徒の学習する権利(多様で適切な教育機会)の保障」が再確認され、この法律の大きな柱となっています。

具体的には「登校や学校復帰という結果のみを目標とせず、個々の状況に応じた支援をしつつ、社会的自立を目指す」という方向です。



**児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、  
豊かな人生を送れるような社会的自立を目指す**

# 5. 不登校児童生徒の教育に関する法的根拠(つづき)

## (目的)

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進すること。

## (基本理念)

第3条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

# 5. 不登校児童生徒の教育に関する法的根拠(つづき)

## ( 基本指針 )

第7条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を定めるものとする。

- 1 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 2 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

## ( 学校における取組への支援 )

第8条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 5. 不登校児童生徒の教育に関する法的根拠(つづき)

### ( 支援の状況等に係る情報の共有の促進等 )

第9条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

### ( 学習支援を行う教育施設の整備等 )

第11条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 5. 不登校児童生徒の教育に関する法的根拠(つづき)

### ( 学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第12条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

### ( 学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第13条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

## 6. 不登校児童生徒への支援の在り方

### ○不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

令和元年10月25日 元文科初第698号通知

#### ①支援の視点

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。



- ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」とであると受け取らないよう配慮する。
- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われること。
- ・登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立する**ことを目指す。



# 7. 小学校・中学校学習指導要領

## 【小学校学習指導要領】

### 第3章 教育課程の編成及び実施

#### ①個々の児童の実態に応じた支援(第1章第4の2の(3)のア)

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、**社会的自立を目指す**観点から、個々の児童の実態に応じた情報その他の必要な支援を行うものとする。



不登校児童については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、**登校という結果のみを目標にするのではなく**、児童や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立する**ことを目指す必要がある。

さらに不登校児童の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。



# 7. 小学校・中学校学習指導要領(つづき)

## 【中学校学習指導要領】

### 第3章 教育課程の編成及び実施

#### ①個々の生徒の実態に応じた支援(第1章第4の2の(3)のア)

ア 不登校生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、**社会的自立を目指す**観点から、個々の生徒の実態に応じた情報その他の必要な支援を行うものとする。



不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、**登校という結果のみを目標にするのではなく**、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、**社会的に自立する**ことを目指す必要がある。

さらに不登校生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援することが必要である。

## 8. 生徒指導上の扱い

### ○生徒指導提要

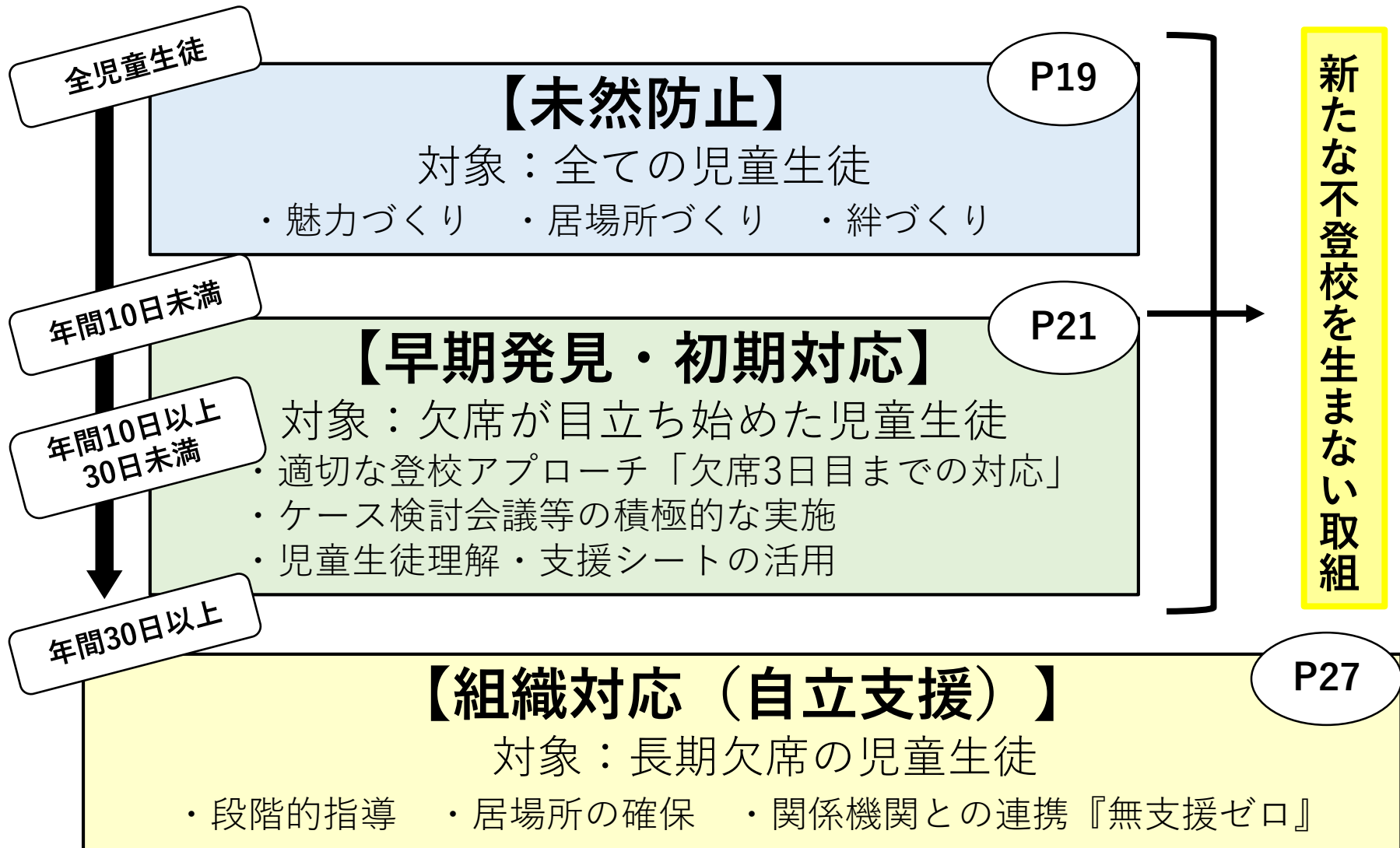
#### 第10章 不登校

不登校児童生徒への支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。

不登校の未然防止としての対応にあたっては、魅力ある学校づくりに始まり、早期発見・早期解決に向けた対応としては、不登校の原因・背景は多岐にわたることを踏まえながら適切にアセスメントを行い、対応方針を定め、各学校における体制をチーム学校として整備しておくことが重要です。

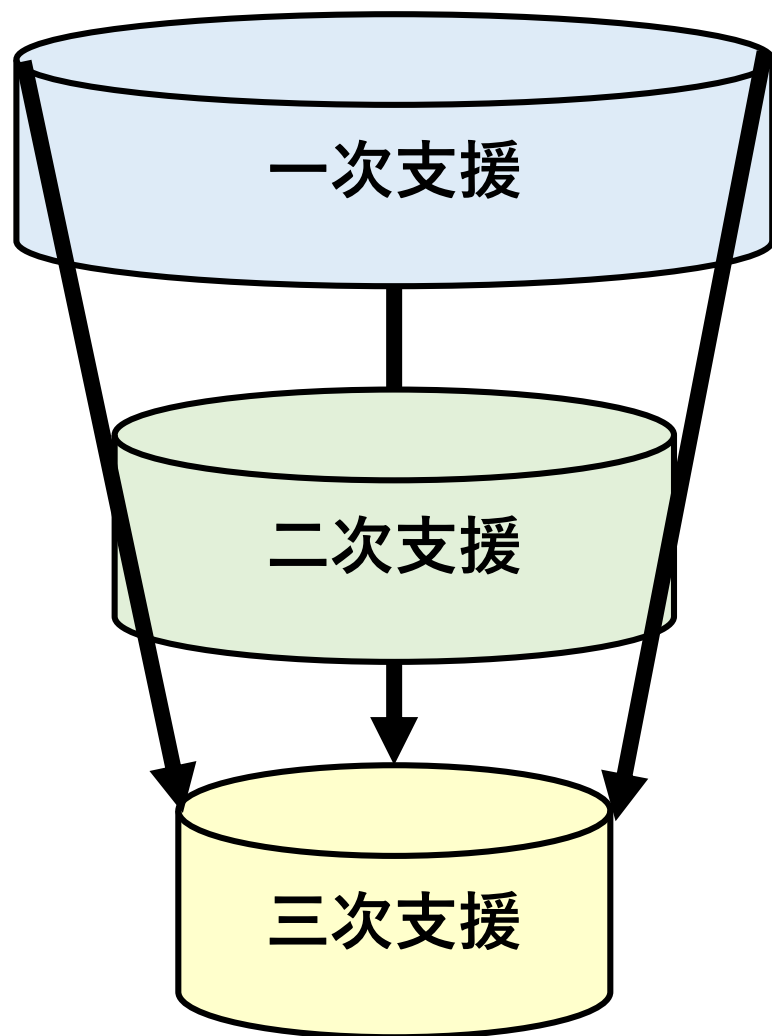
# 9. 学校における取組の充実

## ○不登校を生まない3つのポイント



## 9. 学校における取組の充実(つづき)

### ○三段階の包括的な不登校支援



#### 【一次支援】自分で対応できる力

全ての子どもが自ら不登校を回避できるように「育つ」ための一次支援。

#### 【二次支援】友達同士で支え合う力

友達を不登校にさせないために子ども同士の支え合いを生み出す二次支援。

#### 【三次支援】教員や専門家が支える

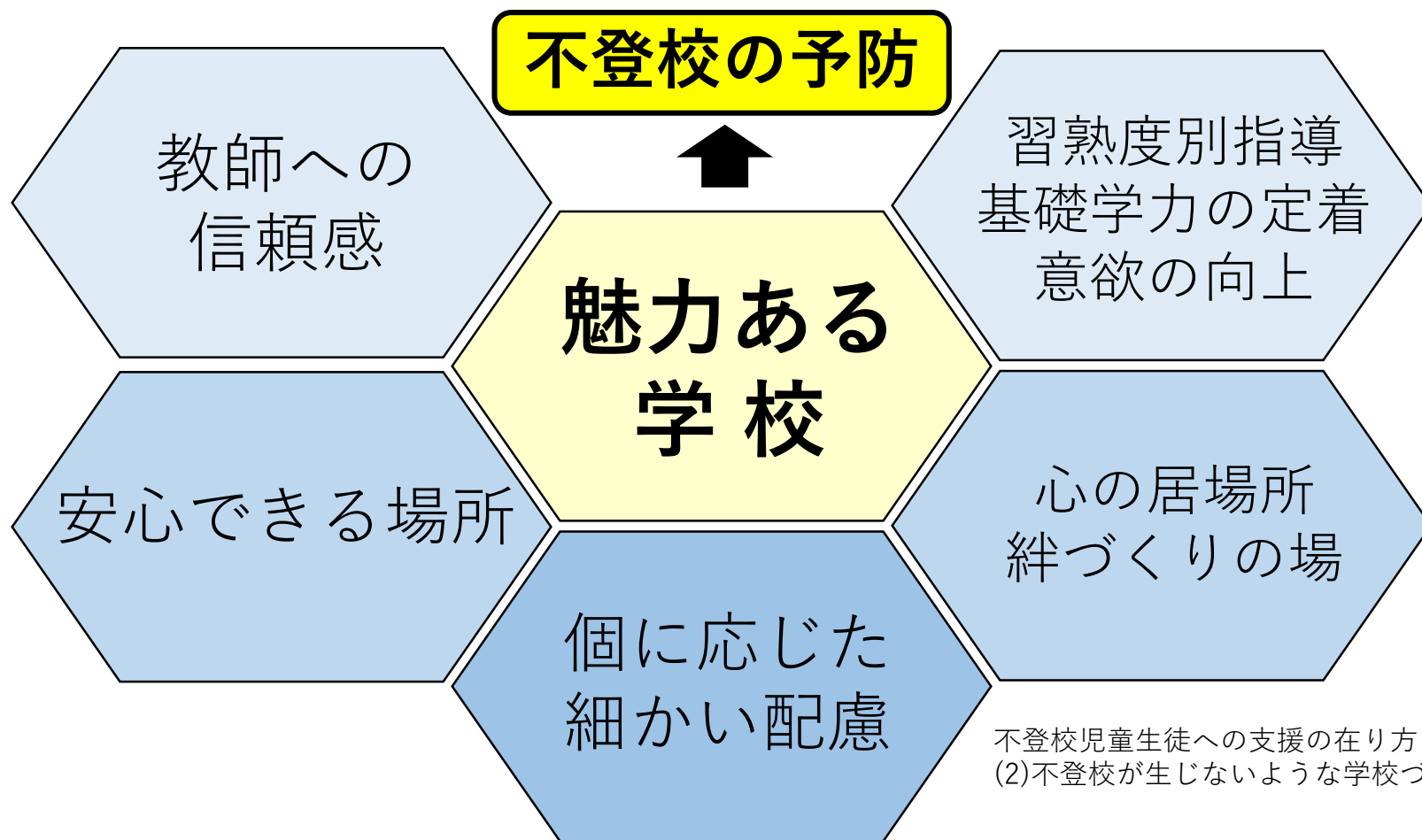
不登校になり助けが必要な子どものための個別支援である三次支援。

これらを全て包括的に行うことが、学校に求められています。

# 10. 未然防止に関する取組

## ○「魅力ある学校づくり」

不登校を生まない学校をつくるには、まず、何より児童生徒にとって「学校が魅力的な場」になることが必要です。

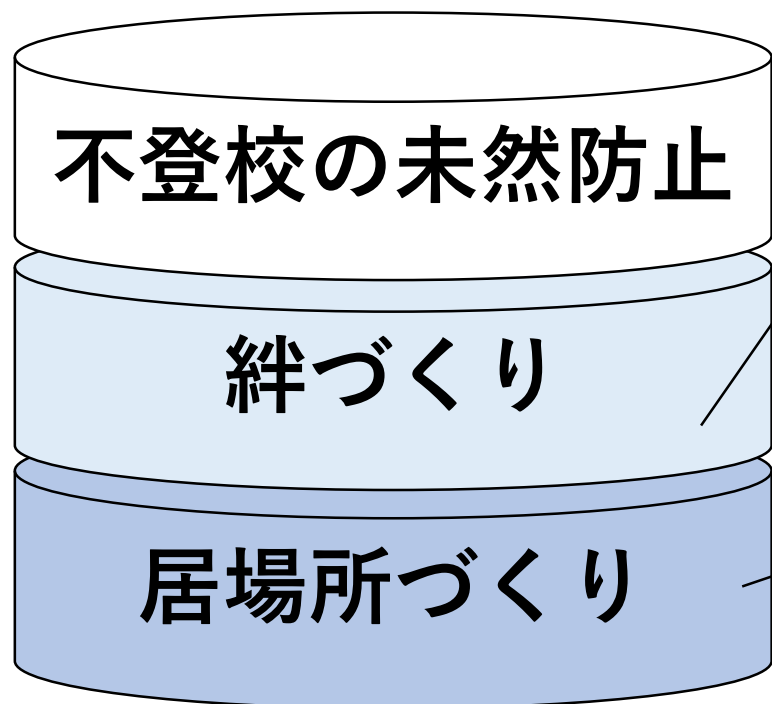


不登校児童生徒への支援の在り方について  
(2)不登校が生じないような学校づくり 参照

# 10. 未然防止に関する取組(つづき)

## ○「居場所づくり」と「絆づくり」

「居場所づくり」とは、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供することですが、それだけでは、不登校の未然防止にはなりません。「居場所」の中で児童生徒が主体的に協働的な取組を行い、仲間との「絆」を感じ、紡ぐ「絆づくり」も併せて行う必要があります。



- ・ 主体的に取り組む協働的な活動を通して児童生徒が「絆」を感じ取り、紡いでいくこと。
- ・ 「絆づくり」ができるのは児童生徒
- ・ 教職員に求められるのはそのための「場づくり」、いわば黒子的な役割

- ・ 児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「場所」を提供すること。
- ・ 教職員が児童生徒のためにそうした「場づくり」を進めること
- ・ 児童生徒はそれを享受する存在

# 11. 早期発見・初期対応に関する取組

## ○早期発見・初期対応の必要性

### 「不登校」＝「心の問題」という捉えからの脱却

不登校や長期欠席は、年間で30日以上欠席が見られた場合とされていることから、欠席し始めてすぐに「不登校」となるわけではありません。多様な原因が考えられるため、慎重さが求められますが、少なくとも1ヶ月以上は対応する時間があります。

様々な可能性を視野に入れ、**欠席3日目までの初期対応**は必ず行い、子どもの状況を的確に把握して、個に応じた対応をすることが重要となります。

## ○教育相談コーディネーターの配置

学校において、組織的な連携・支援体制を維持するためには、学校内に児童生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、SCやSSWの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行うことが重要であることから、それを担う**教育相談コーディネーター**<sup>※1</sup>を明確に位置付けることが必要です。

※1 教育相談コーディネーターは「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」(文部科学省初等中等教育局通知)(平成29年2月3日付)により配置が求められており、「不登校児童生徒への支援の在り方について」(元文科初第698号)(令和元年10月25日付)(3)不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実(1)において、コーディネーター的な役割を果たす職員を明確に位置付けることが必要とされています。

# 11. 早期発見・初期対応に関する取組(つづき)

## ○初期段階(欠席3日目まで)の「関わり」が重要

不登校の兆候を見逃さないためには「子どもが学校を休むということは何かあるかもしれない」という意識をもって対応に当たることが大切です。

### 不登校の予兆・変化チェックリスト(例)

<担任が中心となって実態把握と情報収集>

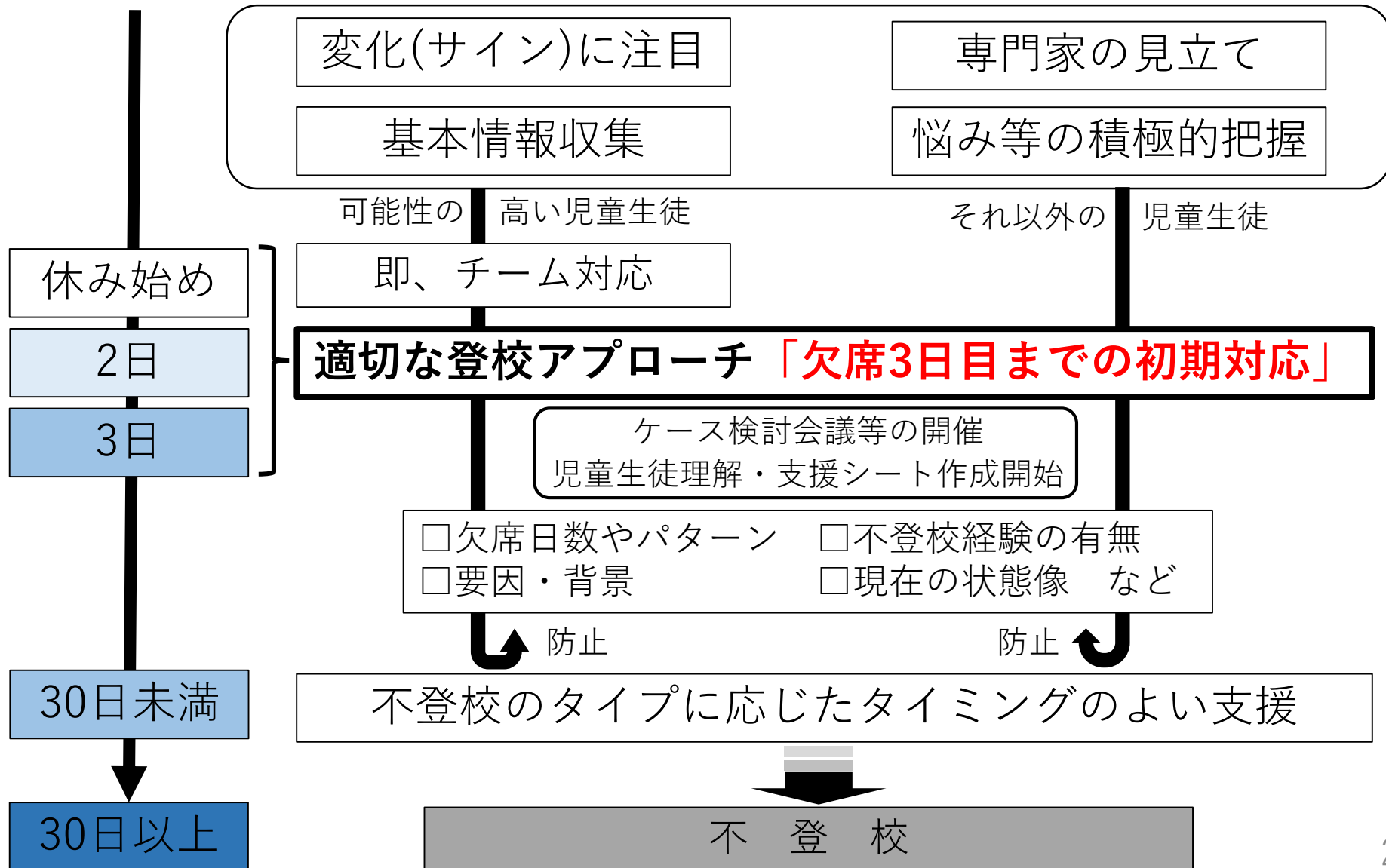
- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 表情が冴えない       | <input type="checkbox"/> 顔色が悪い         |
| <input type="checkbox"/> 遅刻が増えた        | <input type="checkbox"/> 早退が増えた        |
| <input type="checkbox"/> 保健室の利用が増えた    | <input type="checkbox"/> 休み時間、孤立している   |
| <input type="checkbox"/> 授業中、きつそうである   | <input type="checkbox"/> 体調を崩しやすい      |
| <input type="checkbox"/> 家庭環境に変化があった   | <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹の欠席が増えている |
| <input type="checkbox"/> 友人関係でトラブルがあった | など                                     |

↳ 不登校の予兆・変化が見られたら「初期対応」 を始める



# 11. 早期発見・初期対応に関する取組(つづき)

## ○早期発見・初期対応のプロセス



# 11. 早期発見・初期対応に関する取組(つづき)

## ○適切な登校アプローチ「欠席3日目までの初期対応」

### 欠席1日目【電話連絡】

○確実に保護者と連絡を取り合しましょう。

【聞く】 病状、家庭での過ごし方、心配事、生活リズム 等

【伝える】 明日の連絡、連絡物に関する説明、安心して登校できる声掛け

### 連続欠席2日目【家庭訪問】（断続欠席2～6日目）

○欠席の理由を再確認するとともに、家庭での様子を確認しましょう。

【聞く】 病状、家庭での過ごし方、心配事、生活リズム 等

【見る】 身なり、顔色や表情

【伝える】 明日の連絡、連絡物に関する説明、安心して登校できる声掛け

### 連続欠席3日目（断続欠席7日目）

○校内ケース検討会議を立ち上げ、組織的に対応しましょう。

【聞く】 【見る】 【伝える】 を電話連絡又は家庭訪問で実施

## 校内ケース会議の開催

児童生徒理解・支援シートの作成を開始し、不登校の要因の把握と情報共有

ケース会議の決定に基づき、個に応じた支援の実施

# 11. 早期発見・初期対応に関する取組(つづき)

## ○不登校相当・準不登校の把握

「学校基本調査」で言うところの「不登校」ではないけれども、欠席日数が年間30日近かったり、長期欠席があったり、欠席日数は少ないけれど遅刻・早退が多かったりする児童生徒もいます。単に欠席日数だけで判断するのではなく、遅刻や早退、保健室登校等の状態なども加えて、「不登校相当」「準不登校」として扱い、必要な支援をすることも早期対応となります。

### 【不登校状態の基準】

区分	小学校4～6年の3年間の状況
不登校	欠席日数 = 30日以上
不登校相当	欠席日数 + 保健室等登校日数 + (遅刻早退日数 ÷ 2) = 30日以上
準不登校	欠席日数 + 保健室等登校日数 + (遅刻早退日数 ÷ 2) = 15日以上30日未満

※国立教育政策研究所では、小学校4～6年生を対象としていますが、基本的な考え方は他学年にも適用可能と考えます。

# 11. 早期発見・初期対応に関する取組(つづき)

## ○児童生徒理解・支援シートの活用

資料2【児童生徒理解・支援シート(参考様式)】※文部科学省

(別添2)  
**取扱注意**

児童生徒理解・支援シート(参考様式)

は既記載内容を自動で反映  
現在在籍する学校名又は卒業校名  
(小)  
(中)  
(高)  
(よみがな)  
児童生徒名  
分類番号

児童生徒理解・支援シート(協議シート)

学年	学級	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓	姓
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○本人の氏名  
○保護者の氏名  
○関係機関からの情報  
○支援計画  
○進級・進学

### 【普段】

- ・気になった児童生徒の情報

### 【連続欠席3日～】

- ・シートの作成準備、校内ケース会議

### 【連続欠席7日～】

- ・シートの作成記入、対応の検討

### 【シート作成後】

- ・支援の実施、評価、見直し

### 【進級・進学】

- ・引継ぎ

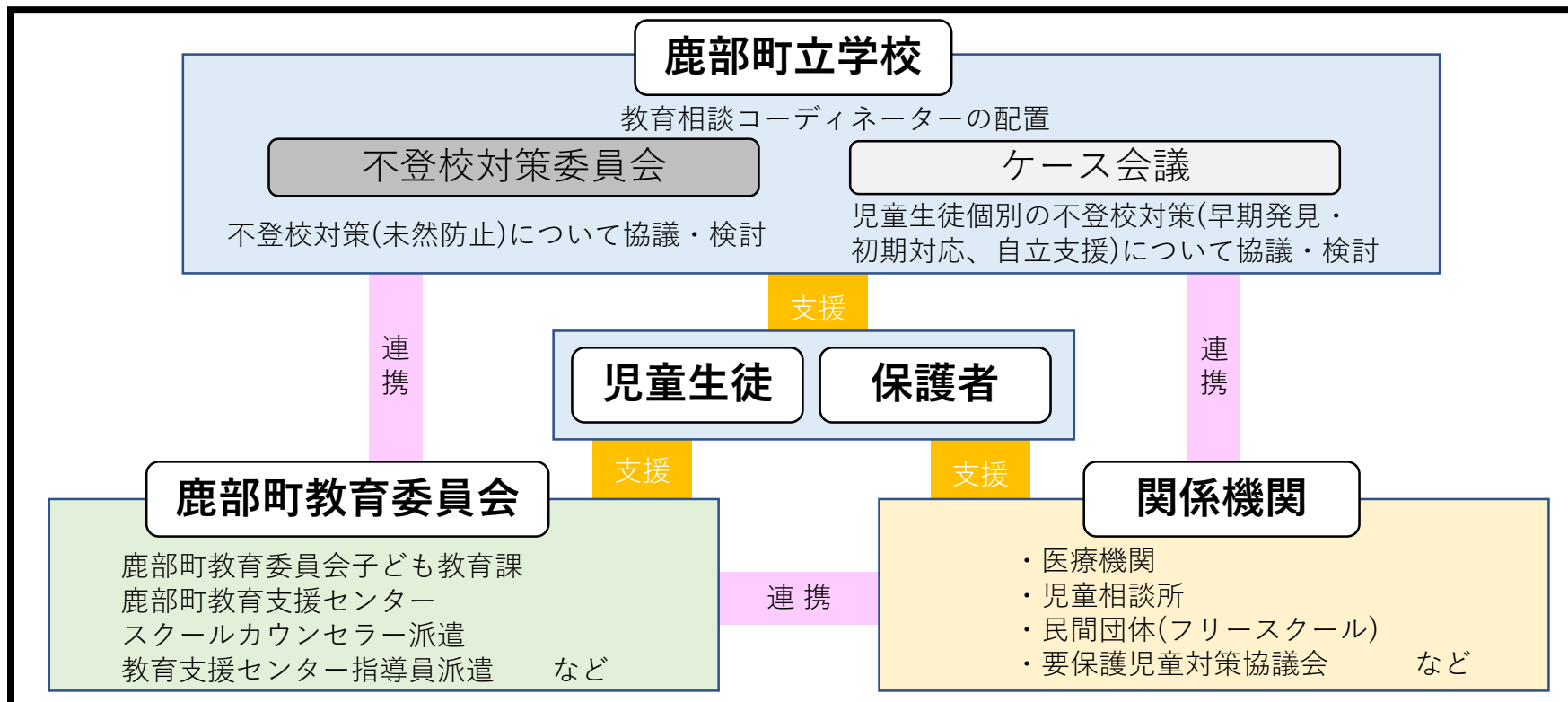
児童生徒理解・支援シートは、不登校児童生徒一人一人の状況を的確に把握し当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任を中心に学校が組織的に作成するものです。

児童生徒理解・支援シートを活用することで、不登校児童生徒の支援に必要な情報を集約し、それに基づく支援計画を学校内や関係機関で共有し、さらにそのシートを校種間で適切に引き継ぐことによって多角的な視野に立った指導体制が構築できるようになります。

# 12. 組織対応に関する取組

## ○学校全体で組織的な対応

学校においては、不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものという意識をもち、「未然防止」と「初期対応」という不登校を生まないことが重要であるという認識の下、もし不登校が起こった場合には、「自立支援」という学校復帰・社会的自立に向けた取組を関係機関と連携を図り、学校全体で組織的に行います。



# 13. 教育委員会における取組の充実

## (1) 不登校防止対策の推進

各学校においては、不登校の未然防止・早期発見・早期対応が必要です。そのために、校内体制を整備し、複数の教員による組織的な対応を行う取組の充実に向け、支援を行います。

### ① 教育支援センター指導員の派遣 ※P29参照

各学校の教育相談コーディネーターへの支援等を行うため、教育支援センター指導員を派遣します。

### ② 保健室指導・別室指導等に関わる支援

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の安心できる居場所づくりとして学校において保健室指導や別室指導※1行われる際、その指導の支援等を行います。(教育支援センター指導員が兼務)

### ③ 小中連携強化への支援

小中1校ずつの強みを最大限に生かし、さらに連携を強化し、不登校を生まない取組を推進するとともに、小中連携して不登校対策に取り組む体制の強化を図るよう、働きかけます。

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## ④不登校対策委員会への指導助言

不登校対策委員会に教育支援センター指導員が参加し、不登校児童生徒の情報交流等を行うとともに、指導助言等を行います。

### ※1 保健室指導や別室指導

教師や友達との関係や学習の遅れなどから教室に入りづらさがある不登校又は不登校傾向の児童生徒に対し、学校で教室以外の選択肢となる「居場所」を増やし、学ぶ機会を保障するための指導です。

担当者は教育相談コーディネーターが務めますが、運営は全教員が連携して行います。

保健室指導や別室指導は、あくまでも不登校対策の一部です。児童生徒理解とともに、学級経営や授業改善なども並行して進める必要があります。

長期・短期目標を設定することが重要で、目標は教員と児童生徒が一緒に設定し、可視化できる形とすることで、保護者との共有はもちろん、教職員間での共有も可能となり、いつ、どこで、誰でもが同じ方針で支援・指導することが可能となります。

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## (2) 学校の取組を支援するための教育条件等整備

不登校を生まないためには、学校の取組を充実させるとともに、教員の資質・能力を向上させることが重要です。そのため、教員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。

### ① 生徒指導に関する研修

不登校児童生徒を生まない取組やきめ細かな対応への理解を図るため、北海道、渡島教育局又は管内で実施される研修会に教員が積極的に参加できるように、教職員研修補助金を支給します。

### ② ICT活用への支援

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒がICTを活用し学習等を行う上で必要とされる教員の資質・能力の向上や負担感を軽減するため、教員がいつでも気軽に相談できるGIGAスクールサポーターを配置します。



# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## (3) ICTを活用した学習支援システムの利用

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒への学びを保障するためには、ICTを活用することが有効です。そのため、学校内外でICTを活用できる環境の整備に努めます。

### ① ICTを活用した学習支援の実施

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の状況に応じて、オンライン教材の提供(スタディサプリ、eライブラリ、MEXCBT)オンラインによる朝礼・健康観察、授業の配信等、きめ細やかな対応を行えるよう支援します。

### ② ICT環境の整備

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒が校外においてもICTを活用できるよう、全ての児童生徒に家庭用タブレット端末を貸出し、家庭にWi-Fi環境のない、又は制限のある家庭に対し無償でWi-Fiルータの貸出を行います。

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## (4)教育支援センター「マイルーム」の開設等

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒に学校外においても安心して過ごすことができる場を確保・提供することが重要です。そのため、教育支援センターにおける学校外の場の確保に努めます。

### ①教育支援センター「マイルーム」の設置

不登校及び不登校傾向が見られる児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導を行い、児童生徒の社会的自立に資することを目的に教育支援センターを開設し、指導員を配置します。

### ②指導員を中心とした学校・関係機関との連携

教育支援センター指導員を配置し、学校や関係機関と連携を深め、児童生徒や保護者の状況に応じて、ケース会議を開催し、適切な場(民間施設を含む)に繋げるよう努めます。

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## ○教育支援センター「マイルーム」の設置

<b>目的</b>	教育支援センターは、不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導を行うことにより、その <b>社会的自立に資する※1</b> こと。
<b>対象者</b>	鹿部町立学校に在籍しており、本人及び保護者が <b>通所※2</b> を希望する者で、学校長が同意し、教育長が承認した者 ※通所希望には「面接・相談・教室見学・体験入所等」が
<b>指導内容</b>	(1) 集団生活の適応に関すること (2) 情緒の安定に関すること (3) 基礎学力の補充に関すること (4) 基本的生活習慣の改善に関すること

※1 「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、「不登校というだけで問題行動であると受け取らないよう配慮し、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」とされている。(P10参照)

※2 教育支援センターは、学校に在籍した状態で通うことができ、通所した日数は、学校の出席日数として扱われます。

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## ○教育支援センター「マイルーム」のイメージ

### 集団生活への適応

＜人との触れ合う楽しさ＞



ジャイロキネシス

地域の方と調理実習



### 情緒の安定

＜夢中になれる環境＞



興味のあること、  
将来のなりたい自分  
に向け、好きな  
活動に没頭でき、  
自己肯定感UP

### 基礎学力の補充

＜勉強できる幸せ＞

教室とオンライン  
接続したMaxhub  
を活用し授業視聴  
教育相談コーディネーターによる個  
に応じた学習指導

### 基本的な生活習慣の改善

＜計画のある日常＞

9:15	朝の会	
9:30	個別活動	→ <情緒の安定>
10:35	学習①	} → <基礎学力の補充>
11:35	学習②	
12:25	昼食	
13:20	活動	→ <集団への適応>
14:30	掃除・帰りの会	
14:45	帰宅	

# 13. 教育委員会における取組の充実(つづき)

## (5)教育相談の充実

児童生徒及び保護者が悩みを相談できる場や機会を確保することは、不登校を未然に防止するために重要です。そのため、児童生徒及び保護者がいつでも相談できるような体制を整備するとともに、その周知をはかります。

### ①教育支援センターによる教育相談の実施

教育支援センターに指導員を配置し、児童生徒及び保護者等へ面接による相談を実施します。

### ②スクールカウンセラー等の各学校への派遣

学校での様々な事案に対応するため、スクールカウンセラーを定期的に派遣するとともに、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等の派遣を道に要請します。

### ③児童生徒・保護者向け啓発資料等の配布

不登校に関する相談窓口や不登校になった際の対応などについて、分かりやすくまとめた啓発資料を作成し、児童生徒及び保護者に周知します。

# 14. 期待される事業の効果

## ○教育支援センター設置・指導員配置の効果

### 選択肢 の広がり

- ・個に適した場の選択
- ・児童生徒、保護者の不安解消、心の安定
- ・現在、将来への希望
- ・コミュニケーションの円滑化

### 教員と 協働

- ・情報の共有
- ・理解、支援シートのPDCA化
- ・個別の支援計画のPDCA化
- ・教員の負担軽減

### 繋がり の構築

- ・児童生徒
  - ・保護者
  - ・学校
  - ・地域社会
  - ・外部機関
- 「繋がり」の中核として機能

### 支援の 構造化

- ・支援体制の強化
- ・支援の明確化
- ・継続的な支援
- ・専門的知識の活用



効果が縦横斜めに関わり合い最大限の効果を発揮